

よみっこ 12 回目 202407 自筆遺言のポイント

こんにちは。行政書士の清水栄です。八王子で遺言、相続、成年後見などをメインに活動しております。こちらのコラムでもよくお話ししている遺言書。公正証書遺言と自筆証書遺言がありますが今回は「自筆証書遺言」の書き方についてお話しします。

「自筆証書遺言は簡単に作れる」

「自筆証書遺言」はいつでも、毎日でも書き換えられる手軽な遺言書です。次の5つが揃っていれば有効となります。1) 遺言者が2) 全文と3) 日付及び氏名を4) 自書し5) 印を押したものの。要は全て自分で書いて氏名と日付、ハンコがあれば法的に有効な遺言書になります。遺言書は相続人の方に「どのように財産を残すのか」を記載したもののなので、基本は「〇〇に××を遺贈する」という書き方をします。そこに不動産情報、通帳コピーなどの「財産目録」を添付することもできます。

「裁判所の検認が必要」

手軽に作成できるのがメリットですが、紛失、改ざん、変造のリスクがあります。また、自筆証書遺言の場合は、裁判所の「検認」を行わないと遺言書として金融機関などでつかえません。

「書き間違いには要注意」

もう一つ怖いのは「遺言書の内容の書き間違い」です。長いこと闘病していたAさんは残された妻にお金を残したいと考え遺言書を書きました。Aさんのご逝去されたあと、

家族が自筆証書遺言を開けてみたところ・・・「妻に 2 千万円」、と書くところを誤って「妻に 2 万円」と書いてあったのです！このままですと妻がほとんど遺産を相続できなくなるため、相続人が相談して遺産分割協議書を作り、故人の遺志どおり妻に 2 千万円を相続しました。

この場合、相続人がお元気だったので遺産分割協議書が作成できましたが、相続人が認知症の場合は「成年後見人」をつけないと相続手続きができません。つけるのには 3-4 か月にかかるので認知症の相続人のいる方は遺言書作成をお勧めします。

「保管制度も活用しよう」

自筆証書遺言をより使いやすくするため令和 2 年 10 月からは「自筆証書遺言の保管で制度」も始まりました。1 件 3 9 0 0 円で依頼することができます。保管してもらうにはどんな遺言書でもよいというわけではなく紙の大きさ、余白など様式がきまっていますので調べられるとよいでしょう。この制度を利用すると「検認」は不要となります。また、遺言者が希望すると、亡くなったのち通知対象者（3 名まで）にお知らせが届くようにできます。

「遺言書づくりの 3 原則」

自筆証書遺言を作成するにあたっては①遺言執行者を決めておく②財産目録を作り、通帳コピー、不動産登記簿などを添付する③文案作成は必ず専門家に相談する、を行いましょう。それにより遺言執行がスムーズになります。

「残された方が簡単確実なのは公正証書遺言」

自筆証書遺言はご自分がお元気でいろいろできる、相続人も元気で手続きができる場合には大変有効です。しかし、遺言者の体調が悪く全て自分で書くことができない、相続人が高齢である、障害がある、仕事が忙しくて手続きが困難、複数いる相続人が協力的でない、遠方であるなどの場合は、公正証書遺言を作成し、遺言執行者を専門家にしておくと、手続きがスムーズです。

お困りの際は無料相談会をご利用ください。7月の無料相談会は7/9(火)、7/11(木)、7/26(金)です。ご予約はお早めに。 行政書士 清水栄 八王子生れ八王子育ち、商店会や町おこしにも尽力中 HP：<http://sakaekt.com> ☎090-3875-3484 予約はお電話かHPお問合せフォームからどうぞ。